



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年2月16日金曜日 第2950号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可... (市町振興課)80

指定自立支援医療機関の指定..... (障がい福祉課)80

指定自立支援医療機関の辞退..... (")81

農用地利用配分計画の認可申請..... (農政課農地・担い手対策室)81

保安林の指定施業要件の変更予定..... (森林整備課)81

落札者等の告示..... (水産課)81

海岸保全区域の指定の一部改正..... (漁港課)81

公共測量の実施の通知(2件)..... (道路維持課)84

建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課)85

道路の供用開始(県道和気衣山線)..... (")85

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課)85

公 告

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の委託..... (警察本部会計課)85

教育委員会告示

公立博物館の登録..... (生涯学習課)86

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙事務執行規程の一部改正..... (選挙管理委員会)86

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部改正..... (")88

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局県立病院課)88

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第143号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

平成30年2月16日

愛媛県知事 中村時広

1 増減等の内容

(1) 増減内容

平成30年3月31日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である東温市を、日本国内で交通事故により災害を受けた

構成団体の住民、又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

上記の増減内容に係る規定の変更

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成30年4月1日

(2) 規約の変更年月日

平成30年4月1日

3 増減等の許可年月日

平成30年2月8日

○愛媛県告示第144号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年2月16日

愛媛県知事 中村時広

| 名 称 | 所 在 地 | 開設者の氏名又は名称 | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|---------------|-----------------------|------------|---------------|----------------|
| いいおか薬局 | 西条市飯岡1298番 3 | 株式会社ソレイユ | 薬局（育成医療・更生医療） | 平成30年 2月 1日 |
| レデイ薬局 宇和インター店 | 西予市宇和町卯之町 5 丁目263 - 1 | 株式会社レデイ薬局 | 薬局（育成医療・更生医療） | 平成30年 2月 4日 |

○愛媛県告示第145号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

平成30年 2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 名 称 | 辞退年月日 |
|------|-------------|
| 村上医院 | 平成30年 2月28日 |

○愛媛県告示第146号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 | |
|------------------|------------------------|--------------------------------|---------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | 所在及び地番 | 面積（㎡） |
| 大 政 邦 夫 | 愛媛県伊予郡松前町大字中川原921番地 | 愛媛県伊予郡松前町大字大間字小ノ町519番 1 ほか 3 筆 | 5 415 |
| 合同会社 ファーム・尾崎 | 愛媛県四国中央市土居町上野甲1674番地 1 | 愛媛県四国中央市土居町上野甲1366番ほか 7 筆 | 3 330 |
| 農事組合法人 たいよう農園 | 愛媛県大洲市野佐来162番地20 | 愛媛県北宇和郡松野町大字吉野2223番地 1 ほか28筆 | 33 ,160 |

○愛媛県告示第148号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年 2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入 札 公 告 日 |
|--|---------------------------------------|-------------|---------------------------------------|--------------|---------------|-------------|
| 水産修第 1 号 漁業取締船「せとかぜ」の定期検査に係る機関修繕 一式 | 愛媛県農林水産部水産局水産課 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 | 平成30年 1月18日 | 株式会社大東工作所 兵庫県神戸市兵庫区出在家町二丁目 6 番 2 号 | 59 940 ,000円 | 一般競争入札 | 平成29年12月 5日 |

○愛媛県告示第149号

海岸法（昭和31年法律第101号）第 3 条第 1 項の規定により海岸保全区域を指定し、海岸保全区域の指定（昭和33年 3月愛媛県告示第276号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月16日

2 申請年月日

平成30年 2月 2日

○愛媛県告示第147号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成30年 2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新居浜市大永山字須領スズ尾344の 1 ・字須領唐谷345の 3（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、字須領櫻成335の 1、335の 2、字須領土山336、字須領青晒337、字須領山ノ神338、字鶴嘴339の 1 から339の 9 まで、字須領343のイ、343のハ、343のニ、343のホ、343のヘ、字須領スズ尾344の 2 から344の 7 まで、344の 9 から344の11まで、344の20から344の22まで、344の24、344の50から344の54まで、344の56、344の63から344の65まで、344の67から344の76まで、344の94、344の96、344の104、字須領唐谷345の 1、345の 2、345の 4 から345の11まで、字須領大山346の 1、西条市東之川字松岡平甲139、字川出乙229

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁、新居浜市役所及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | | 改 正 前 | | | | | |
|-------|------------|-----|------|--|--|---|-----|-----|-----|----|-----|
| 番号 | 海岸名 | 市町村 | 管理者 | 延長 | 区 域 | 番号 | 海岸名 | 市町村 | 管理者 | 延長 | 区 域 |
| 1・2 | 省略 | | | | | 1・2 | 省略 | | | | |
| 1～33 | 省略 | | | | | 1～33 | 省略 | | | | |
| 34 | 燧灘沿岸大浜漁港海岸 | 今治市 | 今治市長 | <u>2.90</u> <u>7メ</u> <u>ートル</u> | <p>基点1から基点44までを順次結んだ線並びに基点44、補助点44、補助点42、補助点38、補助点37、補助点36、補助点35、補助点33、補助点30、補助点29、補助点24、補助点17、補助点8、補助点7、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点1は、今治市湊町二丁目丙6番地先の標柱（X座標120792.375、Y座標46792.204）</p> <p>基点2は、基点1から247度00分7メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から354度00分47メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から339度00分180メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から345度00分51メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から332度00分18メートルの地点</p> <p>基点7は、基点6から345度00分39メートルの地点</p> <p>基点8は、基点7から259度00分43メートルの地点</p> <p>基点9は、基点8から322度00分77メートルの地点</p> <p>基点10は、基点9から333度00分66メートルの地点</p> <p>基点11は、基点10から347度00分39メートルの地点</p> <p>基点12は、基点11から337度00分15メートルの地点</p> <p>基点13は、基点12から305度00分32メートルの地点</p> <p>基点14は、基点13から334</p> | <p>34</p> <p>燧灘沿岸大浜漁港海岸</p> <p>今治市</p> <p>今治市長</p> <p><u>2.80</u> <u>5メ</u> <u>ートル</u></p> <p>1 今治市大字湊庚の47番地先第1標杭67度市道近見波止浜線道路西側の点</p> <p>2 1点より354度30分測線上47.5メートルの点</p> <p>3 2点より339度測線上161メートルの点</p> <p>4 3点より344度測線上61.5メートルの点</p> <p>5 4点より325度30分測線上10メートルの点</p> <p>6 5点より345度測線上51.5メートルの点</p> <p>7 6点より355度測線上46メートルの点</p> <p>8 7点より324度30分測線上73メートルの点</p> <p>9 8点より329度測線上54.5メートルの点</p> <p>10 9点より348度測線上68メートルの点</p> <p>11 10点より397度測線上39.5メートルの点</p> <p>12 11点より338度測線上176.5メートルの点</p> <p>13 12点より359度測線上40メートルの点</p> <p>14 13点より301度30分測線上28メートルの点</p> <p>15 14点より339度30分測線上60.5メートルの点</p> <p>16 15点より287度30分測線上47.5メートルの点</p> <p>17 16点より339度測線上46メートルの点</p> <p>18 17点より286度測線上22.5メートルの点</p> <p>19 18点より257度30分測線上45.5メートルの点</p> <p>20 19点より305度測線上45メートルの点</p> | | | | | |

度00分78メートルの地点
 基点15は、基点14から344

度00分130メートルの地点
 基点16は、基点15から309

度00分32メートルの地点
 基点17は、基点16から340

度00分50メートルの地点
 基点18は、基点17から320

度00分20メートルの地点
 基点19は、基点18から283

度00分29メートルの地点
 基点20は、基点19から324

度00分54メートルの地点
 基点21は、基点20から285

度00分15メートルの地点
 基点22は、基点21から270

度00分51メートルの地点
 基点23は、基点22から307

度00分39メートルの地点
 基点24は、基点23から329

度00分27メートルの地点
 基点25は、基点24から278

度00分46メートルの地点
 基点26は、基点25から334

度00分71メートルの地点
 基点27は、基点26から245

度00分63メートルの地点
 基点28は、基点27から330

度00分89メートルの地点
 基点29は、基点28から322

度00分75メートルの地点
 基点30は、基点29から343

度00分71メートルの地点
 基点31は、基点30から340

度00分182メートルの地点
 基点32は、基点31から335

度00分130メートルの地点
 基点33は、基点32から347

度00分101メートルの地点
 基点34は、基点33から351

度00分58メートルの地点
 基点35は、基点34から303

度00分118メートルの地点
 基点36は、基点35から257

度00分75メートルの地点
 基点37は、基点36から321

度00分63メートルの地点
 基点38は、基点37から328

度00分33メートルの地点
 基点39は、基点38から340

度00分57メートルの地点
 基点40は、基点39から354

度00分103メートルの地点

21 20点より331度測線上30
 メートル大字大浜庚9番
 地ノ1地先第2標杭の点

22 大字大浜丙265番地ノ1
 地先第3標杭道路西側の
 点

23 22点より335度測線上50
 メートルの点

24 23点より342度30分測線
 上180メートルの点

25 24点より252度30分測線
 上18メートルの点

26 25点より342度30分測線
 上213メートルの点

27 26点より348度測線上
 100メートルの点

28 27点より308度30分測線
 上110メートルの点

29 28点より260度30分測線
 上85メートルの点

30 29点より315度測線上60
 メートルの点

31 30点より336度測線上78
 メートルの点

32 31点より325度測線上
 117メートルの点

33 32点より343度測線上28
 メートルの点

34 33点より356度測線上87
 メートルの点

35 34点より8度30分測線
 上48メートルの点

36 35点より25度測線上40
 メートルの点

36 35点より25度測線上40
 メートル第4標杭大字大
 浜字砂場戊の1番地の1
 地先

36 36点より70度測線上110
 メートルの点

35 35点より124度測線上50
 メートルの点

29 29点より零度測線上80
 メートルの点

28 28点より14度30分測線
 上50メートルの点

26 26点より60度測線上70
 メートルの点

23 23点より26度測線上50
 メートルの点

22 22点より66度30分測線
 上70メートルの点

以上 1 2 3 4

○愛媛県告示第152号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日 | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類 | 取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実 |
|---------------------|----------------|-------------|-----------|--------------------|----------------|---------------------------------------|------------------------|
| (般 - 24) 第 17140号 | 平成25年 3月7日 | Let ' s | 宮 井 竜 二 | 松山市東石井5 - 9 - 24 | 平成30年 1月11日 | とび・土工工事業 | 建設業の廃止 (法人成り) |
| (特 - 26) 第 16932号 | 平成27年 3月2日 | 愛建電工(株) | 高 橋 献 樹 | 松山市南吉田町2798 - 65 | 平成30年 1月22日 | 電気工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 25) 第 14024号 | 平成25年 6月8日 | 西幸建設(有) | 西 林 勇 次 | 松山市西野町甲338 | 平成30年 1月25日 | 土工工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 (一 部) |
| (般 - 26) 第 14439号 | 平成27年 1月28日 | (有)玉井土建 | 玉 井 慎 二 | 伊予市上野1698 | 平成30年 1月25日 | 土工工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 |

○愛媛県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道 路 の 種 類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 日 |
|-----------|-------|------------------------------------|-------------|
| 県 道 | 和気衣山線 | 松山市衣山一丁目228番5から 同市衣山一丁目257番10まで | 平成30年 2月16日 |

○愛媛県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年 2月16日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

| 検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日 | 工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 |
|--------------------------------|--|------------------------------------|
| 29中局建（開）第38号 平成30年 2月7日 | 伊予市市場字中盛甲636番2 | 伊予市市場甲636番地1 藤 田 真 人 藤 田 知 美 |

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年 2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託
- (2) 委託業務名及び数量
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成30年 4月1日から平成31年 3月31日まで

- (5) 委託業務の履行場所
松山市若草町7番地1（交通管制センター）ほか
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度、平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

定に該当しない者であること。

- (2) 委託業務と同程度の交通規制センター、サブセンター等設備保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先（郵送の場合）、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

- (2) 入札説明書の交付時期
公告の日から平成30年3月22日（木）の執務時間中
- (3) 入札書の受領期限
平成30年3月29日（木）午前10時00分
- (4) 事前提出書類（入札書のほかに提出する書類）の受領期限
平成30年3月22日（木）午後5時15分まで
- (5) 開札の日時及び場所
平成30年3月29日（木）午前10時00分
愛媛県警察本部2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加申請書と併せ2の(2)を証明できる書類を事前提出書類の受領期限内に提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Maintenance and upkeep of Traffic Control Center and Sub center , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a m . 29 March 2018
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
Tel 089 934 0110

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第2項に規定する公立博物館として、同法第12条の規定に基づき、次のように登録した。

平成30年2月16日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

| 設置者の名称 | 名 称 | 所 在 地 | 登 録 年 月 日 | 登 録 番 号 |
|--------|---------------------------------|------------------|-----------|---------|
| 今 治 市 | 今治市大三島美術館本館 | 今治市大三島町宮浦9099番地1 | 平成30年2月8日 | 第19号 |
| | 今治市大三島美術館別館 ところミュージアム大三島 | 今治市大三島町浦戸2362番地3 | | |
| | 今治市大三島美術館別館 今治市岩田健母と子のミュージアム | 今治市大三島町宗方5208番地2 | | |

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(報告等の經由)

第 2 条 市町委員会から県の選挙管理委員会 (以下「県委員会」という。) に対する報告 (第14条第 2 項及び第24条第 2 項の規定による速報を除く。) 及び届出は、所轄地方書記長を経てしなければならない。

2 病院 (介護老人保健施設 (介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第 8 条第25項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。) 及び介護医療院 (同項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。) を含む。) の院長 (介護老人保健施設及び介護医療院にあっては、その施設の管理者。以下同じ。) 、老人ホーム (老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第 1 項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。) の長 (有料老人ホームにあっては、その施設の管理者。以下同じ。) 、原子爆弾被爆者養護ホーム (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6 年法律第117号) 第39条の規定により同法第 1 条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下同じ。) の長、身体障害者支援施設 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第 5 条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第26項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第 4 条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。以下同じ。) の長及び保護施設 (生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第38条第 1 項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下同じ。) の長 (以下「院長等」という。) から県委員会に対する申請、届出及び申出並びに開票管理者から選挙長又は選挙分会長に対する報告及び届出についても、また、前項と同様とする。

(不在者投票施設の指定の基準)

第17条の 4 政令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号 (他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。) の規定により県委員会が指定する病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設 (以下「指定病院等」という。) の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院でおおむね30人以上の患者を入院させるための施設を有するもの又は介護老人保健施設若しくは介護医療院で入所定員がおおむね30人以上の規模を有するもの。

(2) ~ (8) 略

2 ~ 3 略

第25号様式の 2

省略

注 1 ~ 4 省略

5 「施設の種類」の欄は、医療法 (昭和23年法律第205号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第 8 条第25項に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院、老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは軽費老人ホーム若しくは同法第29条第 1 項に規定する有料老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6 年法

(報告等の經由)

第 2 条 市町委員会から県の選挙管理委員会 (以下「県委員会」という。) に対する報告 (第14条第 3 項及び第24条第 2 項の規定による速報を除く。) 及び届出は、所轄地方書記長を経てなければならない。

2 病院 (介護老人保健施設 (介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第 8 条第24項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。) _____ を含む。) の院長 (介護老人保健施設 _____ にあっては、その施設の管理者。以下同じ。) 、老人ホーム (老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第 1 項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。) の長 (有料老人ホームにあっては、その施設の管理者。以下同じ。) 、原子爆弾被爆者養護ホーム (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6 年法律第117号) 第39条の規定により同法第 1 条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下同じ。) の長、身体障害者支援施設 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第 5 条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第26項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第 4 条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。以下同じ。) の長及び保護施設 (生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第38条第 1 項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下同じ。) の長 (以下「院長等」という。) から県委員会に対する申請、届出及び申出並びに開票管理者から選挙長又は選挙分会長に対する報告及び届出についても、また、前項と同様とする。

(不在者投票施設の指定の基準)

第17条の 4 政令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号 (他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。) の規定により県委員会が指定する病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設 (以下「指定病院等」という。) の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院でおおむね30人以上の患者を入院させるための施設を有するもの又は介護老人保健施設 _____ で入所定員がおおむね30人以上の規模を有するもの。

(2) ~ (8) 略

2 ~ 3 略

第25号様式の 2

省略

注 1 ~ 4 省略

5 「施設の種類」の欄は、医療法 (昭和23年法律第205号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第 8 条第24項に規定する介護老人保健施設 _____ 、老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第 5 条の 3 に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに _____ 同法第29条第 1 項に規定する有料老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6 年法

律第117号)第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。)、身体障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第26項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。)又は保護施設(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。)の別を記入すること。

6 ~ 9 省略

律第117号)第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。)、身体障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第26項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。)又は保護施設(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。)の別を記入すること。

6 ~ 9 省略

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程(平成20年3月愛媛県選挙管理委員会告示第16号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成30年2月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(委員長の専決事項)</p> <p>第1条 愛媛県選挙管理委員会規程(昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示)第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長(以下「委員長」という。)の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。</p> <p>(1)~(54) 省略</p> <p>(55) 愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第53条の規定に基づき同条例の施行に関し必要な事項を定めること。</p> <p>(56) 省略</p> <p>2 省略</p> | <p>(委員長の専決事項)</p> <p>第1条 愛媛県選挙管理委員会規程(昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示)第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長(以下「委員長」という。)の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。</p> <p>(1)~(54) 省略</p> <p>(55) 愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第48条の規定に基づき同条例の施行に関し必要な事項を定めること。</p> <p>(56) 省略</p> <p>2 省略</p> |

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年2月16日

愛媛県公営企業管理者 俊野 健治

| 落札に係る特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続き | 入札公告日 |
|------------------|---|-----------|--|----------------|----------------|-----------|
| 愛媛県立新居浜病院整備事業 | 愛媛県公営企業管理 局県立病院課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成30年2月8日 | 鹿島・佐藤総合計画・白石建設工業特定建設工事共同企業体 東京都港区元赤坂一丁目3番1号 | 9,622,800,000円 | 総合評価 一般競争入札 | 平成29年8月1日 |